

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外33名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

証 拠 説 明 書 (4)

平成25年5月20日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 穠 軌

外13名



前記当事者間の頭書事件につき、被告は、提出書類について下記のとおり証拠の説明をする。

記

乙B号証（原子力発電所の自然的立地条件（地盤、地震、津波等）に関するもの）

乙B第33号証 内閣府の公表結果を踏まえた浜岡原子力発電所への地震動の影響評価および地震対策の検討状況

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成25年4月26日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告は、平成25年4月26日、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が想定した強震断層モデルに基づき、地下構造調査及び地震観測記録の分析の結果を反映したうえで、本件原子力発電所2ないし5号機について、それぞれ現状の停止状態における安全性の確保に必要な施設への影響を評価し、いずれの施設についても耐震性が確保されていることを確認したこと、同5号機及びその周辺の安全上重要な施設を中心に、より一層の耐震性の向上を図ることが必要になると見込んでおり、また、地震対策について、内閣府の検討状況や新規規制基準を踏まえ、同3ないし5号機の施設全般を対象として具体的な工事対象施設や設計の検討を進め、平成25年度内のできるだけ早い段階で工事計画を取りまとめる予定としていること、並びに防波壁を含む津波対策について、対策完了目標を「取水槽他の溢水対策」等の完工目標である平成26年度末に見直したことを証する。

乙B第34号証 平成23年東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえた原子力施設
への地震動および津波の影響に関する安全性評価の実施状況に
ついて（原子力規制委員会への報告）

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成25年5月17日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告は、本件原子力発電所の地震動評価及び津波評価について、新
規制基準や内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の検討状
況を踏まえて、原子力規制委員会規則の公布・施行後、結果が取りま
とまり次第、原子力規制委員会に報告することとしていることを証す
る。

乙B第35号証 内閣府の強震断層モデルを踏まえた浜岡原子力発電所への地震動
の影響評価について

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成25年5月

原本・写しの別 写し

立証趣旨 以下のことを証する。

- ・ 内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第一次報告に
おいては、現時点の最新の科学的知見に基づき、南海トラフで想定
される最大クラスの強震断層モデルが取りまとめられていること
- ・ 内閣府の強震断層モデルの基本ケース、東側ケース及び被告が設
定した直下ケースについて地震動評価を行った結果、最大加速度（水
平）は、基本ケースは約400ないし600ガル程度、東側ケース
及び直下ケースは約800ないし1000ガル程度であること
- ・ 被告は、内閣府の強震断層モデルに基づく地震動評価に当たり、

駿河湾の地震において本件原子力発電所5号機の観測記録が他号機に比べ大きかったことを踏まえ、地震観測記録及び地下構造調査結果に基づく検討を行ったこと

- ・ その結果、本件原子力発電所5号機の地震動増幅の主要因は、同号機から駿河湾の地震の地震波到来方向である北東方向にかけて分布する低速度層であると考えられること、同号機周辺の地盤増幅特性は、低速度層の影響により駿河湾の地震の地震波到来方向付近では顕著な増幅が見られるが、その他の地震波到来方向では顕著な増幅は見られないこと、及び同1ないし4号機周辺の地盤増幅特性は、駿河湾の地震の地震波到来方向を含め、いずれの地震波到来方向でも顕著な増幅は見られないこと
- ・ 上記検討結果を踏まえて、敷地への影響が大きい東側ケース及び直下ケースにおける敷地直下付近の強震動生成域について、安全評価上、顕著な増幅が見られた地震波到来方向を包絡するよう強震動生成域を設定し、増幅係数を乗じることにより、駿河湾の地震における本件原子力発電所5号機の地震動増幅を反映した地震動評価を行った結果、最大加速度（水平）は、約1400ないし1900ガル程度であること
- ・ 本件原子力発電所2ないし4号機について内閣府の強震断層モデルに基づく地震動を、同5号機について駿河湾の地震における同号機の地震動増幅を反映した地震動を、それぞれ用いて停止状態における安全性の確保に必要な施設への影響評価を行ったこと
- ・ 上記評価の結果、本件原子力発電所2ないし4号機については、内閣府の強震断層モデルに基づく地震動の応答スペクトルは、被告が自主的に実施した耐震裕度向上工事に際して設定した最大加速度（水平）が約1000ガルである目標地震動の応答スペクトルを概

ね下回っていること、また、同4号機を代表とした原子炉建屋の地震応答解析結果は、目標地震動による原子炉建屋の地震応答解析結果を下回っていること、及び念のため同号機を代表に、評価対象施設である原子炉建屋、基礎地盤及び燃料ラックの耐震性評価を行った結果、評価値が評価基準値を満たしており、いずれの施設も耐震性が確保されていることを確認したこと

- 本件原子力発電所5号機については、施設への影響が最も大きいと考えられる代表波として最大加速度（水平）1916ガルの地震動を選定して、評価対象施設である原子炉建屋、基礎地盤及び燃料ラックの耐震性評価を行った結果、評価値が評価基準値を満たしており、いずれの施設も耐震性が確保されていることを確認したこと等

乙C号証（原子力発電所の構造、設備等に関するもの）

乙C第2号証 浜岡原子力発電所における新規制基準への対応に向けた取り組み
（取水槽他の溢水対策の実施等）

作成者 中部電力株式会社

作成年月日 平成25年4月26日

原本・写しの別 原本

立証趣旨 被告は、平成25年4月26日、平成24年12月に公表したフィルタベント設備の設置等のシビアアクシデント対策については、本件原子力発電所3、4号機に対して、平成26年度末の対策完了を目標として進めていくこととしたこと、並びに新規制基準の規則条文案に示された津波に対する設計方針を踏まえ、「取水槽他の溢水対策」として、同3ないし5号機の取水槽の周囲に溢水防止壁を設置するなどの対策を同年度末の完工を目標に実施することとしたことを証する。

以上